

徳島県新規利用支援事業補助金交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、徳島県内における輸出及び輸入貨物の増大を図り、もって本県産業の国際化及び地域経済の活性化を推進するため、徳島小松島港コンテナターミナルを利用し、県内から新たにコンテナ貨物を輸出又は輸入する企業（以下「補助事業者」という。）が行う当該コンテナ貨物の輸送に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（経費及び補助額等）

第2条 前条の補助金の対象となる補助要件、経費（消費税及び地方消費税を除く。）及び補助額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助要件	経 費	補助額
次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 1 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（以下「対象期間」という。）に徳島小松島港コンテナターミナルを利用して、新たにコンテナ貨物を輸出又は輸入すること。 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（以下「前年度」という。）に徳島小松島港コンテナターミナルを利用したコンテナ貨物の輸出又は輸入の実績がなく（前年度に当該輸出又は輸入の実績はあるが、この補助金を申請していない場合を含む。）、対象期間に当該輸出又は輸入をすること。 3 対象期間に徳島小松島港コンテナターミナルを利用して、新たな国との間で、コンテナ貨物を輸出又は輸入すること。	左記の要件に該当する輸出又は輸入に係るコンテナ貨物の輸送に要する経費	実入りコンテナ1TEUにつき1万円とする。この場合において、前年度に他港を利用した資材や製品等で新たに徳島小松島港に利用を切り替えたものは、5千円加算する。 ただし、1企業につき20万円を上限とする。

（補助金交付申請書等）

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定める。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

（軽微な変更）

第5条 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第6条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更(中止)事業計画書(様式第4号)

(2) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第7条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第6号)

(2) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第8条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第7号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第9条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 補助金交付決定通知書の写し

(2) 補助事業の遂行状況及び概算払を受けようとする理由を記載した書面

(帳簿等の保管)

第11条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(書類の提出部数)

第12条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
ただし、平成31年4月1日から平成31年4月30日までに光陽港、天津港又は大連港でトランシップされる貨物は対象外とする。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。